

「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書」
の否決を求める声明

2021年3月18日
青年法律家協会岡山支部
支部長 弁護士 呉裕麻

第1 声明の要旨

岡山県議会において、「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書（案）」（以下「本意見書案」という。）を可決しないことを求める。

第2 声明の理由

1 はじめに

岡山県議会総務委員会において、本年3月16日に自民党所属議員の賛成多数により、本意見書案の本会議への提出が認められた。

その上で岡山県議会においては、同月19日に本意見書案が可決される見通しとのことである。

本意見書案は、家族は社会の基盤であり、夫婦同姓は「家族の絆や一体感の維持、子どもの福祉に資するもの」であり、夫婦別姓は「親子で異なる姓を名乗ることは子どもの福祉にとっても悪影響が懸念される。拙速に導入すれば、国の将来に大きな禍根を残しかねない」などとし、「選択的夫婦別姓を認める民法の改正を行わないよう強く求める」ものである。

しかしながら、本意見書案が選択的夫婦別姓を認めるべきでないとする理由はいずれも客観的かつ合理的根拠のないものである。また、そもそも夫婦同姓の強制自体が男女間の平等を保障する憲法14条に反し、婚姻に伴い氏の変更を余儀なくされる者の人権を侵害するものと言わざるを得ない。そのため、

上記のとおり、本意見書案の否決を求める次第である。

2 選択的夫婦別姓制度とは

選択的夫婦別姓制度とは、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める制度である。

現在の民法の下では、結婚に際して、夫婦となる者のいずれかが、必ず氏を改めなければならない。そして、現実には、男性の氏を選び、女性が氏を改める例が圧倒的多数である。ところが、女性の社会進出等に伴い、改氏による社会的な不便・不利益を指摘されてきたこと、男女間の平等に対する権利意識の変化などを背景に、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見が増大している。

そして、この選択的夫婦別姓制度はまさに「選択的」であって、夫婦同姓を選択することも、夫婦別姓を選択することも夫婦が決めて良いとするものである。

3 選択的夫婦別姓を求める声

選択夫婦別姓制度をめぐるっては、内閣府が平成29年に「家族の法制に関する世論調査」（以下「世論調査」という。）を実施している。

この世論調査では、「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」と答えた者の割合が29.3%であり、他方で「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた者の割合が42.5%となっている。

このことからすると、平成29年当時においても夫婦同姓を強制すべきと考える者よりも、選択的夫婦別姓を認めるべきと

考える者が多数であったことが見て取れる。

ところで、本件調査と同様の調査は、平成24年にも実施されているところ、選択的夫婦別姓を認めるべきとの回答の割合は、平成24年の際の調査よりも平成29年の世論調査の方が増加している。このことは、年々、選択的夫婦別姓を認めるべきと考える者の割合が増加していることを意味する。

また、選択的夫婦別姓については、これを求める訴訟が提起され、その結論に世間の注目が集まるなどしており、国民の多くが選択的夫婦別姓を強く求めている実情がある。

この点につき、平成27年12月16日最高裁大法廷判決は、夫婦同姓規定は憲法に違反しないと判断したが、審理に加わった15人の裁判官のうち5人が違憲と判断した。また、「選択的夫婦別氏制度に合理性がないと断ずるものではない」とした上で、「この種の制度のあり方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄である」と、議論を立法府に委ねた。

4 本意見書案に理由がないこと

本意見書案は、家族の一体感、子どもの福祉などを根拠に選択的夫婦別姓の導入に反対としている。

しかし、世界の多くの国では夫婦同姓を強制していないこと、夫婦同姓を強制しない国においてそれがために家族の一体感が失われたとの事実はないこと、夫婦同姓を強制しないがために子どもの福祉を害しているとの事実もないことからすると、本意見書案に掲げるこれら理由は何ら客観的合理的根拠もない。

5 おわりに

以上のとおり、本意見書案は、これを可決すべき客観的合理的理由もなく、夫婦同姓を強制される者の心情や人権を尊重し

ないものであることから、直ちにこれを否決すべきである。

以上